

IV 「預貯金・証券等」に関する消費生活相談の概要

－MECONIS 情報から－

この記事は、東京都消費生活総合センター及び都内区市町村の消費生活相談窓口に寄せられた相談情報をMECONIS（東京都消費生活相談情報オンラインシステム）を用いて分析したものである。

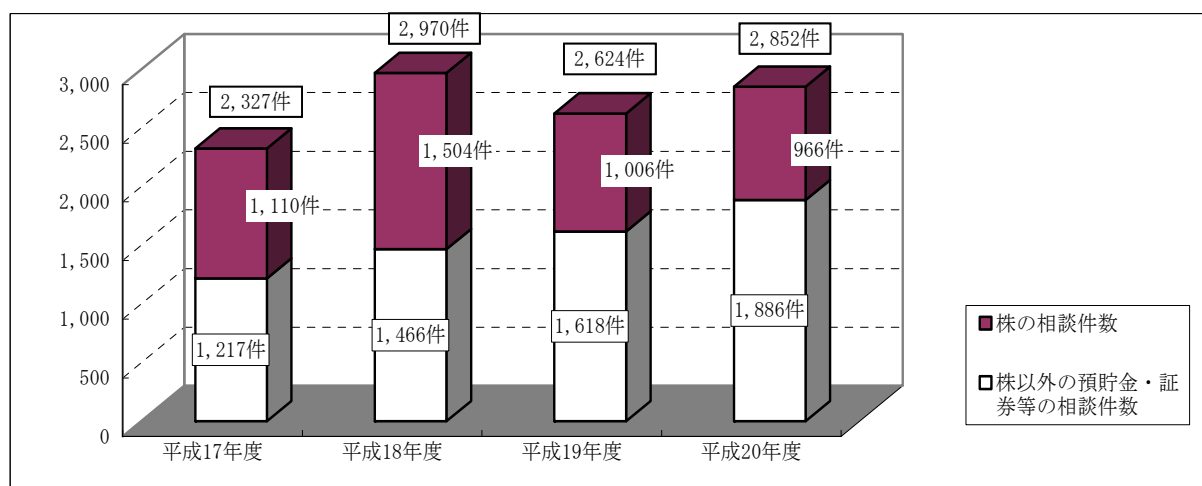
- 分析項目：「預貯金・証券等」（主として「株」「投資信託」）に関する相談
- 分析データ：東京都消費生活総合センター及び都内区市町村の消費者相談窓口で受け付けた平成17年4月～21年3月（4年間）の相談データ
ただし、ここで取り上げた相談事例は、平成20～21年度受付の相談データから抽出したものである。

1. 「預貯金・証券等」に関する相談

(1) 「預貯金・証券等」に関する相談件数

「預貯金・証券等」に関するこの4年間の相談件数の推移を示したのが「図-1」である。「預貯金・証券等」は平成17年度には2,000件を超え、その後高水準で推移しているが、特に平成18年度と平成20年度は3,000件に近い相談件数が寄せられている。また、平成18年度までは「株」に関する相談が「預貯金・証券等」全体の約半数を占めていたが、「株」以外の相談件数の占める割合が平成17年度以降年々増加し、平成20年度には「預貯金・証券等」全体の3分の2に達している。

【図-1】 「預貯金・証券等」に関する相談件数



IV テーマ別分析

(2) 「預貯金・証券等」に関する相談の商品・役務別相談件数

「預貯金・証券等」に関する相談について商品・役務別に分類したのが「表-1」である。

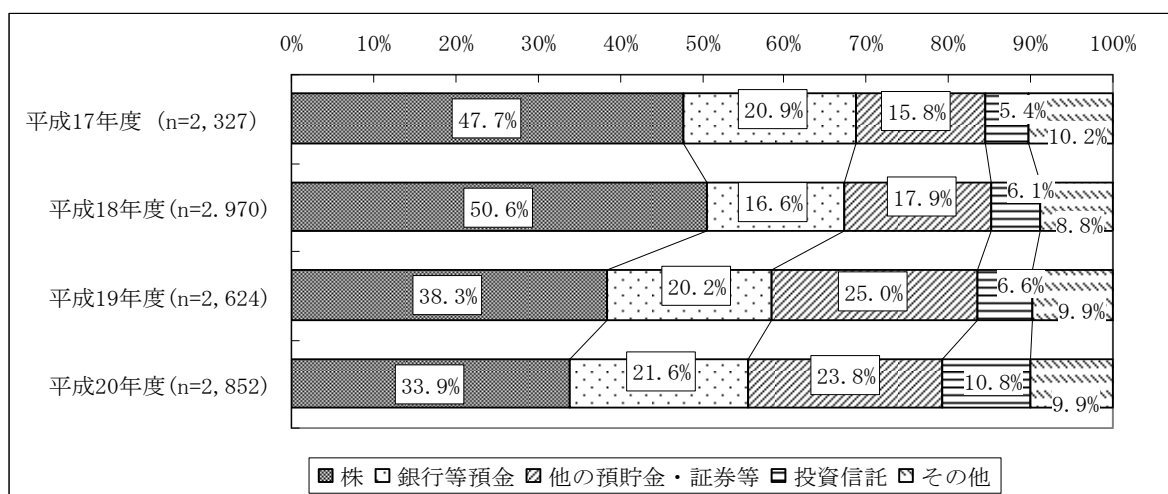
「株」に関する相談は平成18年度には1,500件を超え、その後は減少傾向にあるものの、1,000件近くもの相談が寄せられている。商品ファンド等の投資的金融商品が主な内容である「他の預貯金・証券等」や、普通・定期預金のほか外貨預金等の相談も含む「銀行等預金」は、平成17年度より年々増加傾向にあり、平成20年度にはともに600件を超える相談が寄せられている。「投資信託」においても年々増加が見られ、平成17年度の約3倍近くの相談が寄せられている。特に平成19年度から20年度にかけて7割以上もの急激な増加が見られる。

「預貯金・証券等」のうち、主に件数の多い「株」「他の預貯金・証券等」「銀行等預金」「投資信託」が占める割合を示したものが「図-2」である。平成17年度より最も多くの割合を占めるのが「株」であるが、その割合は平成18年度以降減少しており、平成20年度には約3割となっている。また、特に割合の増加が目立つものは「投資信託」と「他の預貯金・証券等」であり、特に「投資信託」は平成17年度と比較すると約2倍となっている。

【表-1】 「預貯金・証券等」に関する相談 商品・役務別相談件数

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
株	1,110	1,504	1,006	966
他の預貯金・証券等	367	532	656	678
銀行等預金	487	492	530	617
投資信託	126	182	174	307
郵便局貯金	124	101	128	99
公社債	43	81	52	99
抵当証券	9	7	5	7
預貯金・証券等その他	61	71	73	79
合計	2,327	2,970	2,624	2,852

【図-2】 「預貯金・証券等」に関する相談 商品・役務別相談件数割合の推移

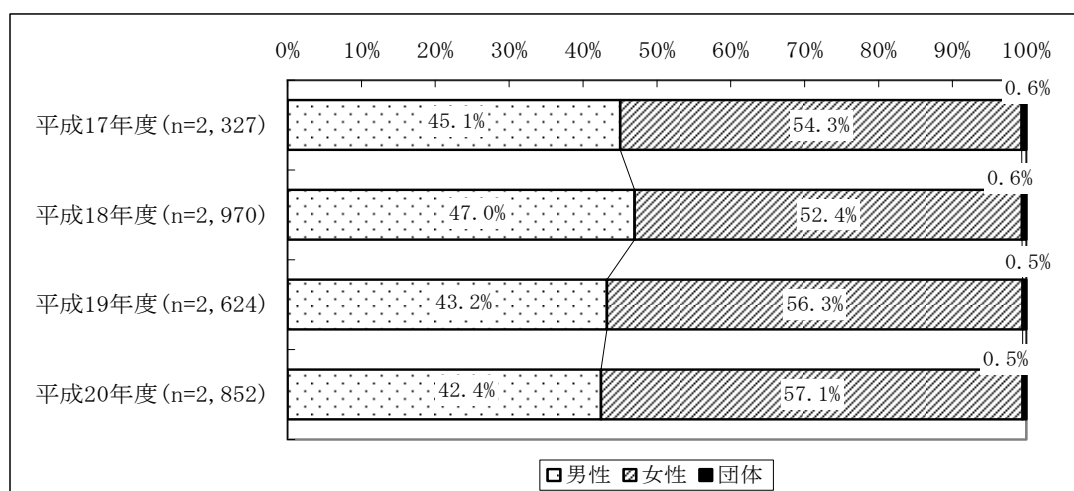


(3) 「預貯金・証券等」に関する相談の契約当事者属性

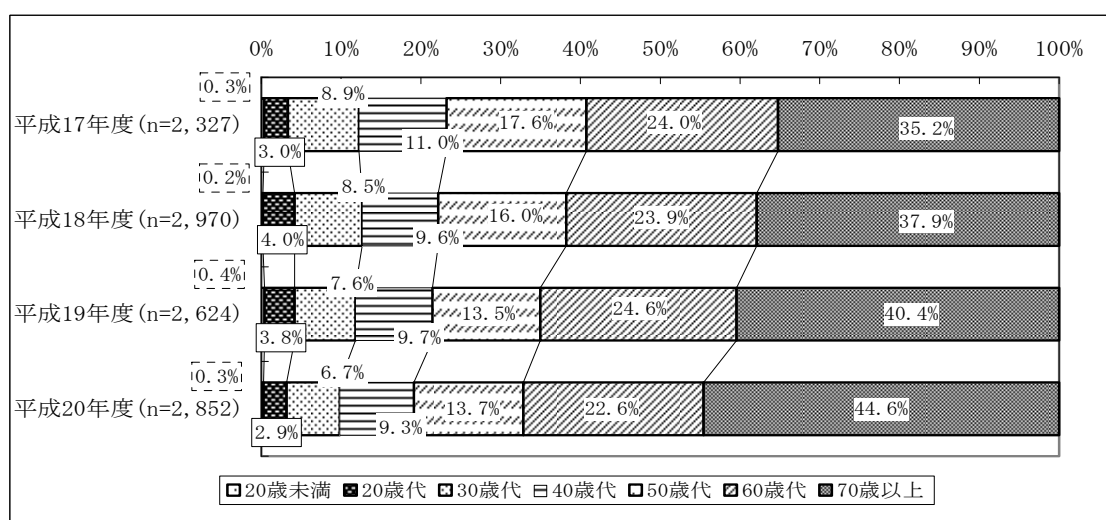
「預貯金・証券等」に関する相談の契約当事者の属性について、性別、年代別、職業別に割合を示したのが「図-3」から「図-5」である。(以下、割合は不明等を除く)

性別(「図-3」)では、各年度で「女性」が「男性」をやや上回っており、その傾向は平成17年度からほぼ変わらない。年代別(「図-4」)では、60歳以上の高齢者が占める割合はどの年度でも半数以上を占め、また年々増加傾向にある。中でも70歳以上の割合が最も多く、平成19年度からは全体の4割以上を占めている。職業別(「図-5」)では、「無職」が最も多く、次いで多いのが「家事従事者」となっている。直接収入を得る機会の少ない高齢者や家事従事者が、「預貯金・証券等」の契約当事者としてより多くの相談を寄せている様子が見えてくる。

【図-3】「預貯金・証券等」に関する相談 契約当事者性別割合 ※不明等を除く

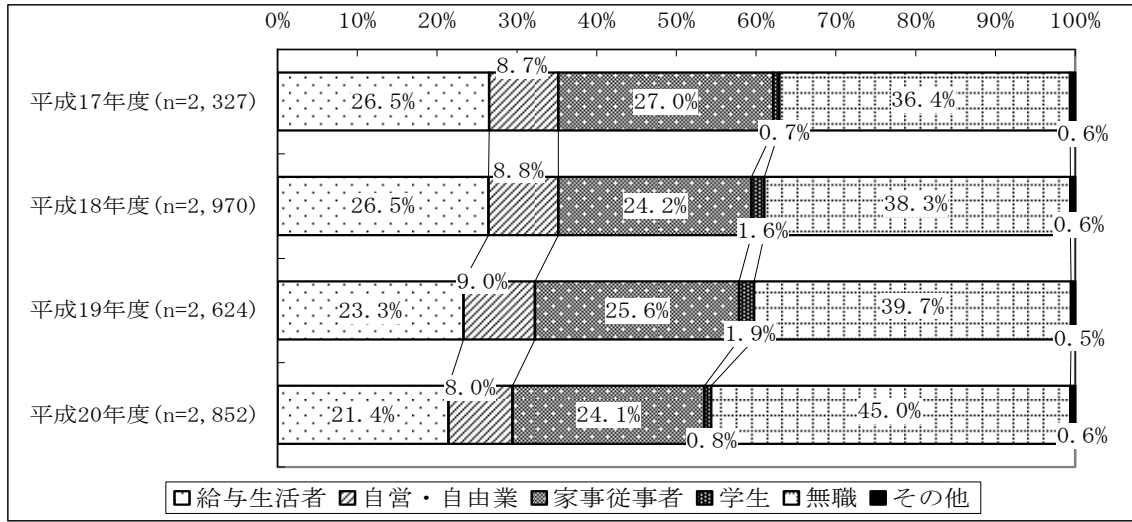


【図-4】「預貯金・証券等」に関する相談 契約当事者年代別割合 ※不明等を除く



IV テーマ別分析

【図-5】 「預貯金・証券等」に関する相談 契約当事者職業別割合 *不明等を除く



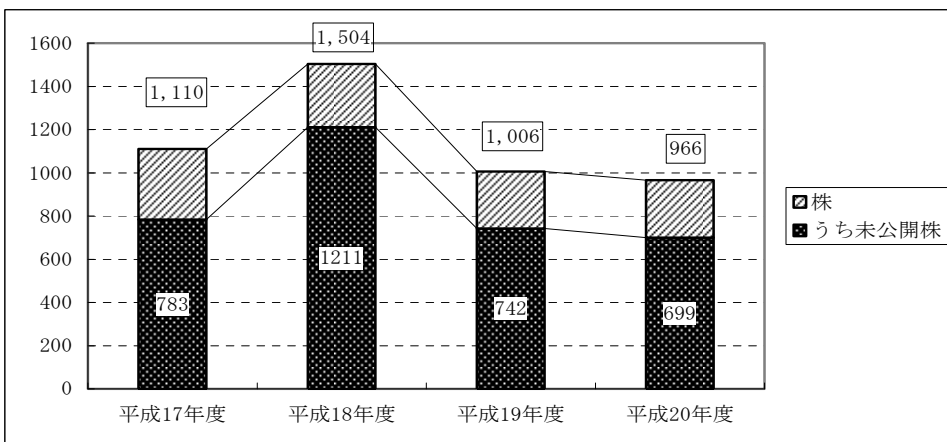
ここからは、「預貯金・証券」等の中でも特に相談件数が多い「株」と、相談件数の増加が目立つ「投資信託」を取り上げて、情報を提供する。

2. 「株」に関する相談

(1) 「未公開株」の相談件数

「株」に関する相談件数と、そのうちの「未公開株」に関する相談件数の推移を示したのが、「図-6」である。平成17年度に「金融先物取引法」が改正され、外国為替証拠金取引の規制が厳しくなったことを受けて、規制の弱い分野である「未公開株」の相談が、平成17~18年度にかけて急増した。平成19年度からはやや落ち着きを見せているが、そのうち「未公開株」が占める割合は、どの年度においても7割を超えている。

【図-6】 「株」と「未公開株」に関する相談件数の推移



(2) 相談内容

平成20年度の「株」に関する相談について、内容キーワードの多い順に上位10位まで示したのが「表-2」である。「利殖商法」「電話勧誘」の他、「虚偽説明」「詐欺」「連絡不能」「約束不履行」といった問題のある勧誘をうかがわせるキーワードが上位に挙がっている。また「解約」「返金」「信用性」のキーワードから、解約して返金を望むといった相談や、事業者の信用性を問うような相談が多いことがわかる。相談内容には、電話により未公開株の購入を勧められ、「すぐ上場する」「購入すれば買い取る」などと勧誘されて契約してしまったが、なかなか上場されず、販売業者とも連絡がとれなくなった、などという悪質な販売方法による被害が目立つ。なかには、販売会社とは別の第三者を装い「その株は上場すれば儲かる。購入すればこちらで買い取る」という電話を入れて信用させる「劇場型」の手口や、「以前購入した未公開株を救済する」と言って手数料等を払い込ませ、そのまま連絡がとれなくなった、といった二次被害等の悪質なケースもある。

【表-2】「株」に関する相談 内容キーワード別上位10位（平成20年度）

順位	平成20年度 (n=966)	
1	利殖商法	368
2	電話勧誘	360
3	返金	321
4	解約	258
5	虚偽説明	257
6	信用性	200
7	詐欺	186
8	連絡不能	172
9	約束不履行	139
10	儲からない	135

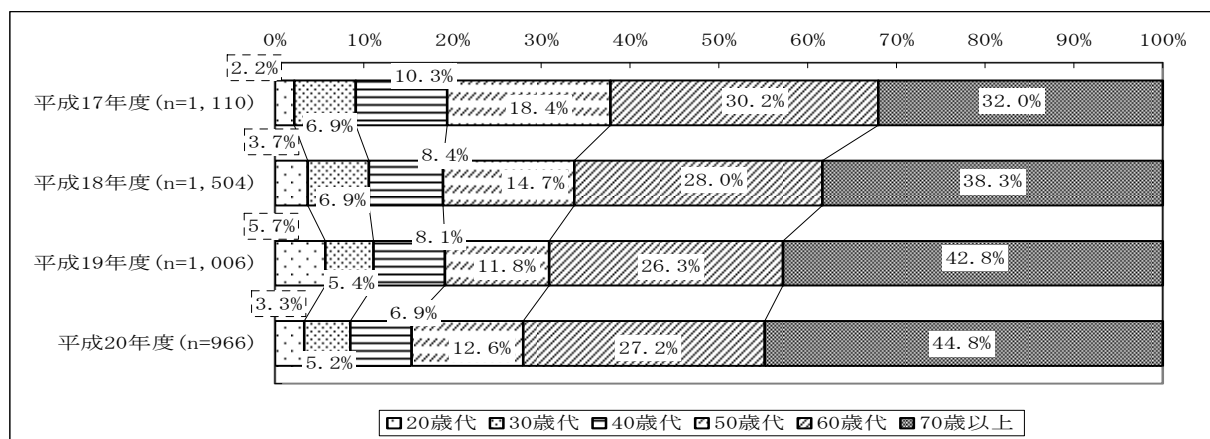
(3) 「株」の契約当事者年代別割合

「株」に関する相談について契約当事者の年代別割合を示したものが「図-7」である。

60歳以上の高齢者の占める割合はどの年度も6割を超えており、またその割合は年々増加している。中でも70歳以上の高齢者が最も多く、平成20年度では4割台半ばまで増加している。

【図-7】「株」に関する相談 契約当事者年代別割合

*不明等を除く



IV テーマ別分析

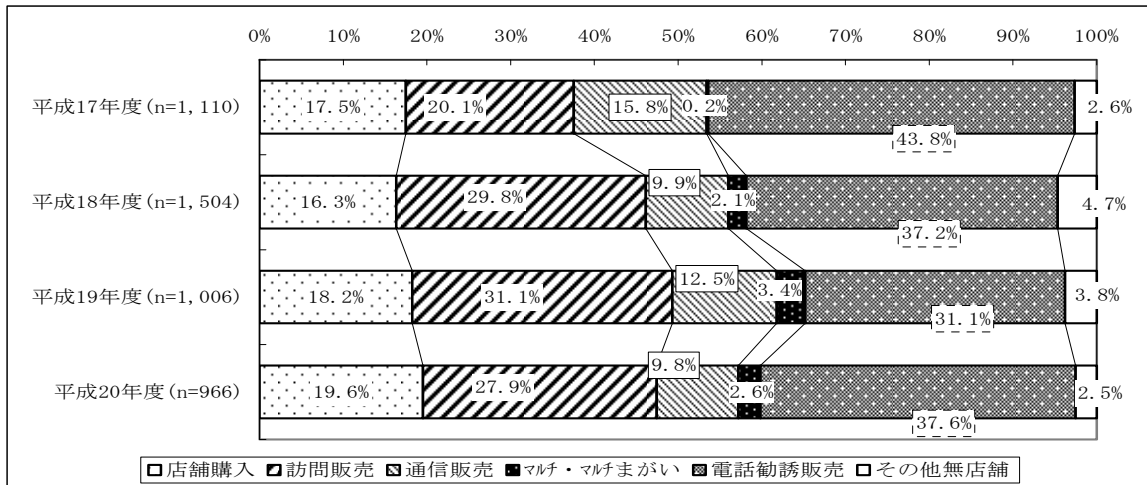
(4) 「株」の販売購入形態

「株」に関する相談について販売購入形態別の割合を示したものが「図-8」である。

どの年代でも、最も多くの割合を占めるのは「電話勧誘販売」で、概ね4割前後となっている。また「訪問販売」は平成17年度には2割程度であったが、平成18年度から3割近くに増加し、そのまま推移している。「株」の契約は、電話や訪問による事業者からの勧誘によるものが多いことがわかる。

【図-8】 「株」に関する相談 販売購入形態別割合

* 不明等を除く

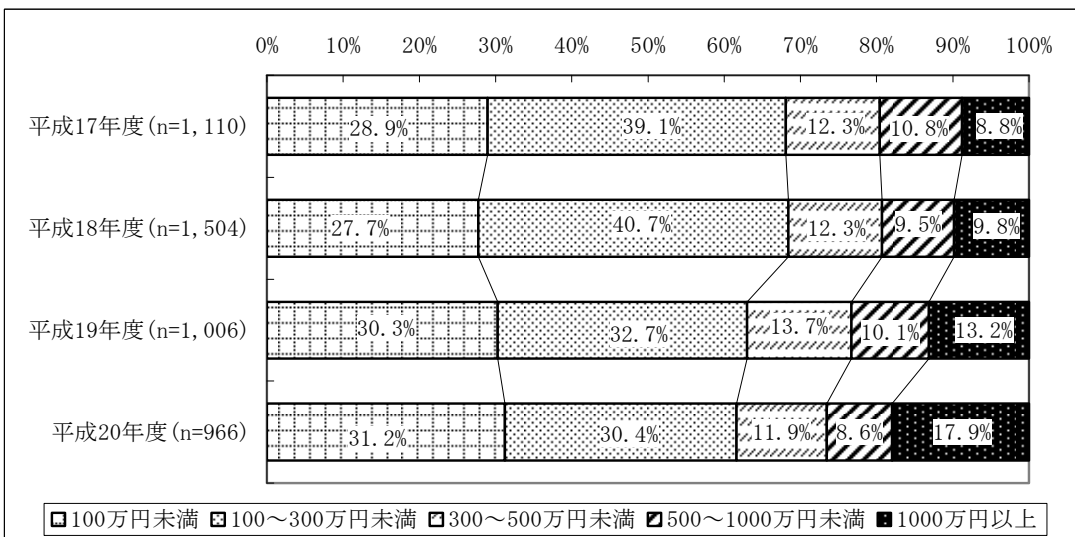


(5) 「株」の契約購入金額

「株」に関する相談について契約購入金額別の割合を示したのが「図-9」である。「1,000万円以上」の割合は年々増加しており、平成20年度には全体の約2割近くに達している。また1,000万円以上の契約のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は7割を超えている。

【図-9】 「株」に関する相談 契約購入金額

* 不明等を除く



3. 「投資信託」に関する相談

(1) 相談内容

平成20年度の「投資信託」に関する相談について、内容キーワードの多い順に上位10位まで見ると、「利殖商法」「銀行等」の他、「説明不足」「元本割れ」「儲からない」「強引」といった勧誘方法に問題のあるキーワードが上位に挙がっている。また「解約」「返金」のキーワードからは、解約したい、返金を望む、といった相談が多いことがわかる。相談内容には、銀行や信託会社の窓口で投資信託を勧められ、リスクの説明が不十分であったり、また元本は保証すると言われ、「銀行だから損はしない」「定期預金と同じようなもの」という感覚で商品の内容を十分理解しないまま契約してしまい、株価が下落し大きな損失となった、といった相談が目立つ。

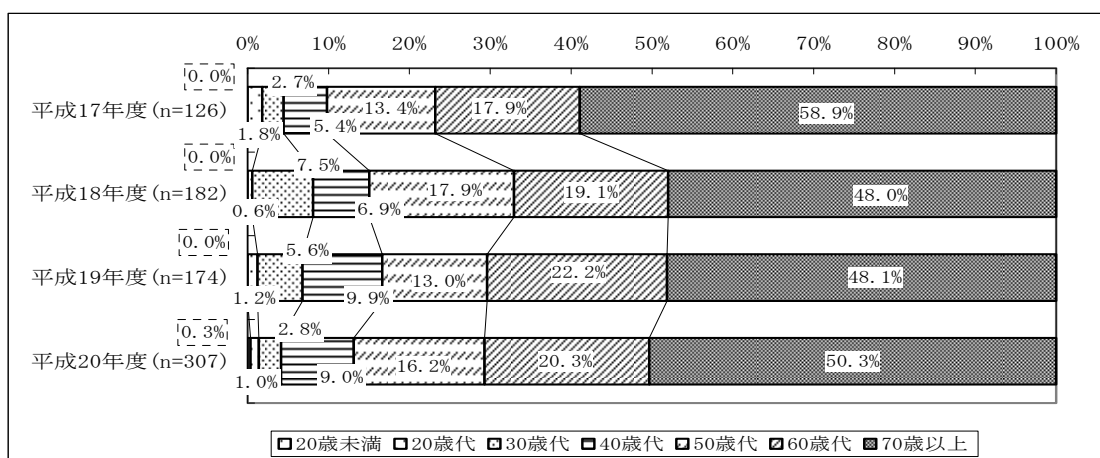
【表-3】「投資信託」に関する相談 内容キーワード別上位10位（平成20年度）

順位	平成20年度 (n=307)	
1	説明不足	119
2	解約	114
3	元本割れ	75
4	儲からない	70
5	利殖商法	54
6	契約	46
7	銀行等	46
8	返金	42
9	強引	39
10	家庭訪販	38

(2) 「投資信託」の契約当事者年代別割合

「投資信託」に関する相談の契約当事者の年代別割合を見ると、60歳以上の高齢者の占める割合は非常に多く、どの年度も7割近くを占めている。なかでも70歳以上の高齢者からの相談が非常に多い。

【図-10】「投資信託」に関する相談 契約当事者年代別割合 * 不明等を除く

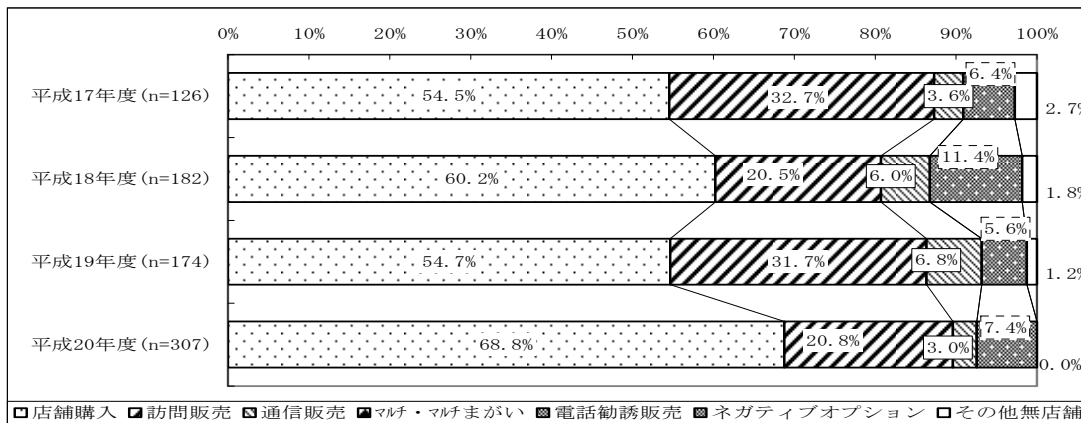


IV テーマ別分析

(3) 「投資信託」の販売購入形態

「投資信託」に関する相談について販売購入形態別の割合を示したものが「図-11」である。一番多い割合を占めるのはどの年度においても「店舗購入」であり、平成20年度では7割近くに達している。次に多いのが「訪問販売」である。「投資信託」の契約は、銀行や信託会社の窓口から自ら出向いた時に勧誘される場合が多いことがわかる。

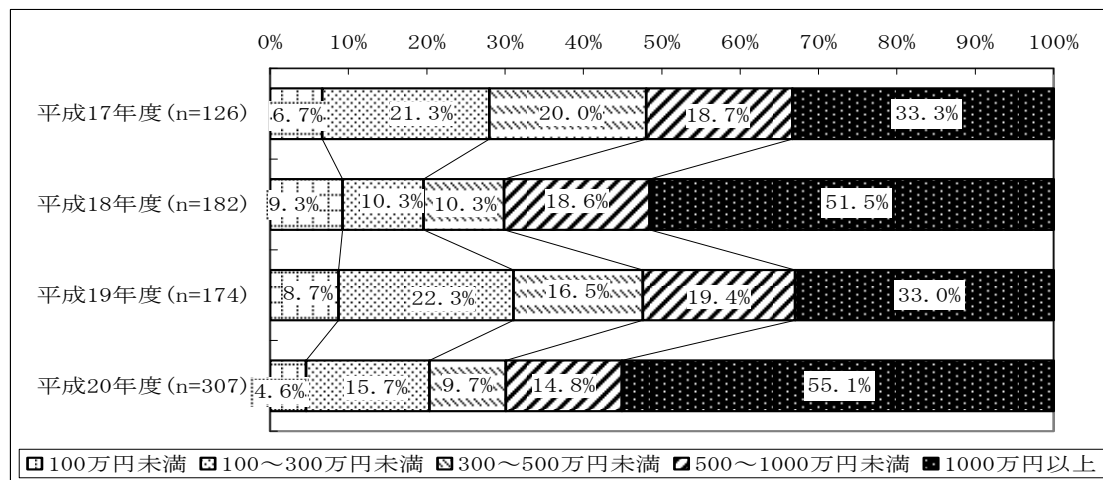
【図-11】 「投資信託」に関する相談 販売購入形態別割合 * 不明等を除く



(4) 「投資信託」の契約購入金額

「投資信託」に関する相談について契約購入金額別の割合を示したのが「図-12」である。「1,000万円以上」の契約がどの年度でも最も多い。特に平成20年度は「1,000万円以上」が55.1%を占め、「500万円以上」でも全体の7割を占める。投資信託の契約では、高額な商品の契約による深刻な相談が多く寄せられていることがわかる。

【図-12】 「投資信託」に関する相談 契約購入金額別割合 * 不明等を除く



4. 相談事例

(1) 株（未公開株）

- ・生ごみを農業飼料にするという会社から、3か月後に上場予定という資料がDMで届いた。その後別の業者から「いい会社だから上場すれば3倍から5倍になる。買いたいを買えないので代わりに購入してほしい」と頼まれて購入した。その後買取業者と連絡がとれなくなった。（契約当事者 80 歳代／男性）
- ・5年前に勧誘されて購入した未公開株を大量に保有している。数か月前、別の業者から以前の被害額を交渉して取り返してくれるということで説明を受け、着手金として150万円を支払った。その後、その業者と連絡を取りたくても、電話に誰も出なくなった。信用できないので返金してほしい。（契約当事者 70 歳代／女性）

(2) 投資信託

- ・定期預金にするために出向いた銀行窓口で、「定期預金と同じだがもっと金利が高い、絶対に損はしない」と勧められて、投資信託を契約した。しかし、満期近くには半額まで減ってしまった。話がちがうので返金してほしい。（契約当事者 60 歳代／女性）
- ・銀行へ預金したと思っていたら、日経平均株価に連動する投資信託だった。印鑑を押した記憶はあるが、商品の説明は受けておらず、書類も渡されていない。今年になって元金が半分に減り他商品に切り替えるよう連絡があって初めて投資信託だとわかった。株で運用することやリスクの説明があれば契約はしなかった。返金してほしい。（契約当事者 70 歳代／女性）

(3) 投資ファンド（他の預貯金・証券等）

- ・営業マンが自宅を訪問して、利回りの良さを特に強調して勧誘された。何の投資か詳しいことは全くわからないが、年金額の不足分を補おうと投資した。1年半余りは配当があったため、その後大豆相場にも投資するとの説明を受け、総額で1,700万円を契約した。しかし半年前から配当が滞り、大豆相場への投資分は利息も払われず、解約もできない。（契約当事者 70 歳代／女性）
- ・高齢で一人暮らしの母が、2人の販売員に訪問されて夜9時まで勧誘され、その後会社まで連れて行かれて海外投資ファンドの契約をした。母は投資の経験はなく、契約内容を理解しておらず、どのような説明で契約したのかは不明。契約総額はあわせて約1千万円。息子である自分が気づいて解約の方向で事業者と話し合おうとしたが、担当者と連絡が取れなくなった。解約返金を希望する。（契約当事者 80 歳代／女性）

(4) 銀行等預貯金（外貨預金）

- ・銀行窓口で預金をしに行ったら、別室に通されて米ドル建ての預金を勧誘された。元本保証がよいと希望したが、金利の高さばかりを強調され為替リスクの説明は全くなかった。元本保証かどうか尋ねたがあいまいにされた上、有利なことばかり説明されて契約した。後日、為替レートで損をすることがあるとはじめて知った。話が違うので解約したい。（契約当事者 40 歳代／女性）

5. 「預貯金・証券等」に関する相談について

「預貯金・証券等」に分類される相談については、投資的性質の株や投資信託等の金融商品と、貯蓄的性質の預貯金などの金融サービスの両方が含まれるが、ここ数年で増加が目立つのは、投資的性質をもつ金融商品に関する契約の相談である。特徴としては、投資の経験のない消費者が「必ず儲かる」「損はしない」等とのセールストークにより勧誘され、トラブルにつながっている相談が増加している。特に、年金世代になっている高齢者が、退職金や満期になった定額預金の預け替えや運用を目的として銀行等の窓口を訪れ、「預貯金より利率が有利」や「元本保証」などと勧められて投資と思わずに、または商品のしくみを十分に理解しないまま投資や契約をしたためのトラブルが目立っている。なかには認知症などで判断能力が低下している高齢者に対して、強引に契約をさせる悪質なケースもある。

また、電話販売や訪問販売で、上場されていない株式を「まもなく上場する。上場すれば値上がりは確実」などと勧誘して高額で売りつける被害も、多く寄せられている。最近では、電話で購入を勧めた株について、後日全くの別の機関関係者を名乗る者が再度電話し、「〇〇の未公開株を持っていないか。上場間違いなしなので必ず値上がりする。持っていたら高値で譲り受けたい」などと購入を煽るといった劇場型の犯罪や、「〇〇の未公開株を購入するなら、それを手持ちの△△の未公開株とあわせて買い取る」などと勧誘して購入を煽るといった二次被害も目立っている。株取引には「値上がり確実」などということはなく、発行会社から未公開株を購入した場合、発行会社には買い取る義務はなく、被害が生じても回復の手立てがない。

商品について十分に理解できない場合や事業者の信用性に不安があると感じている場合は、セールストークに惑わされずはっきり断るようにして欲しい。また既に契約してしまった場合でも、「絶対に損はしない」など勧誘方法や説明に問題がある場合は、法律と照らし合わせながら事業者と交渉することが可能である場合もある。しかし、未公開株に関する相談等では、交渉しようとしても事業者と連絡がとれなくなるケースも多数ある。少しでも迷いや疑念が生じたら、契約する前に身近な人や消費生活センターに相談することをお勧めしたい。

東京都消費生活総合センターでは、未公開株に関する注意喚起のために、「「値上がり確実！近日、上場予定の当社の株を買いませんか？」高齢者を狙った詐欺まがいの未公開株による被害が多発！」といった緊急消費者被害情報を発信している。

トラブルにあった場合は、一人で悩まずに、早めに消費生活センターに相談してほしい。